

職員の懲戒処分について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 建設局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	31	男性	停職6月

(2) 事故の概要

事故者は、令和2年2月28日及び同年3月2日、都庁舎内の女性用トイレに隠しカメラを設置して、盗撮行為を行った。

2 主税局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	50	男性	停職1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和元年8月6日、13日及び14日、都内のコンビニエンスストアにおいて、栄養補助食品等10点（1,323円相当）を万引きした。

3 環境局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	34	男性	停職1月

(2) 事故の概要

事故者は、令和2年1月10日、帰宅途中の電車内において、スマートフォンを使用して、女性に盗撮行為を行った。

4 福祉保健局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	60	男性	停職10日

(2) 事故の概要

事故者は、令和元年12月7日、都内の居酒屋において、交際相手の女性の顔を殴り、全治約10日の傷害を負わせた。

5 環境局職員の交通事故（公務中）

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	57	男性	停職1日

(2) 事故の概要

事故者は、令和元年10月15日、公用車を運転中、交差点を左折する際、信号無視の交通違反をした。

また、令和2年1月20日、公用車を運転中、交差点を右折する際にガードパイプに接触し、ガードパイプ及び庁有車を損傷させた。

なお、事故者は過去にも交通事故を起こし、平成29年2月10日及び令和元年9月4日に懲戒処分を受けている。

6 建設局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	48	男性	戒告

(2) 事故の概要

事故者は、平成30年4月から同年11月まで及び平成31年4月から令和元年12月までの間、自転車で出勤する途上、駐車している乗用車に対し、週1、2回の頻度で唾を吐きかけた。

7 発令年月日

令和2年9月4日

問合せ先

総務局人事部人事課（服務班）

電話 03 - 5388 - 2376 (直通)